

第5回京丹後市行財政改革推進委員会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月10日（木）午後1時45分～午後4時15分
- 2 開催場所 京丹後市役所（2階）205会議室
- 3 出席者氏名
 - （1）京丹後市行財政改革推進委員会委員（9人）
会長 谷口雅昭
委員 奥田幸子、委員 蒲田克行、委員 小林朝子、委員 柴田隆行、
委員 谷津留美子、委員 松本由美子、委員 安井美佐子、委員 山下きく江
 - （2）事務局
総務部長 中西俊彦、総務部財政課長 平勝行、同課係長 片西優、
同課主任 山本和実
 - （3）関係課
市長公室人事課長 島貫博志

4 議 題

（1）開会

（2）議事

- ア 第5次京丹後市行財政改革大綱（案）について
- イ 答申文（案）について
- ウ 第4次京丹後市行財政改革推進計画の進捗状況について（報告）
- エ 第5次京丹後市行財政改革推進計画（素案）について

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 なし

7 要旨

《議事経緯》

● 開会

事務局 ただ今から、第5回京丹後市行財政改革推進委員会を開催します。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、藤井副会長、岩井委員、吉岡委員が所用のため欠席されると伺っております。

それでは開会に当たりまして谷口会長より一言御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 それでは、ただ今から行財政改革推進委員会を開催したいと思います。

いよいよ答申の運びになりましたので、皆様方の意見をできるだけ踏まえながら、答申としていきたいと考えておりますので、ご意見をいただければと思います。

● 会議録署名委員の指名

事務局 ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては谷口会長にお任せしたいと思います。

なお、本日の会議録につきまして、後日御確認をいただく署名委員を会長より御指名をいただきたいと思いますので併せてお願い致します。

会長 それでは、会議を始めるにあたり、会議録署名委員の指名についてであります。今日の会議録の署名委員につきましては、谷津留美子委員にお願いします。

委員 よろしく申し上げます。

● 議事

会長 それでは、早速次第に従いまして進めさせていただきます。

議事の「第5次京丹後市行財政改革大綱（案）について」、事務局から説明をお願い致します。

事務局 （資料1、資料2、資料3に基づき、「第5次行財政改革大綱（案）」について説明）

会長 今、説明がありましたように、資料3に基づいてこれまでの委員会で出された意見等を踏まえて修正した案となっておりますので、こういったところの意見を踏まえて答申をしていくことになりますので、皆様の意見があれば、ご発言いただければありがたいと思っております。

委員 この現状のところですが、都市拠点・地域拠点の整備をはじめとありますが、現状、峰山・大宮・網野地域に集中しているように感じています。特に丹後は過疎地域があるので一極集中しないように議論して行ってほしいです。

事務局 都市計画マスタープランや総合計画の中で、しんざん小学校付近の市街地を都市拠点、各町の市民局がある市街地について地域拠点として定め、地域振興やコミュニティの拠点として活性化を目指していますが、現在の整備などの予定はまだ分かりません。

会長 この意見については、ここで一局集中とは書いていないと思うのですが、考え方として、実際にまちづくりを進めるために、都市拠点や、地域拠点の部分についてできるだけ一極集中にならないような配慮をしていくということも、意味合いにはあるのと思っておりますが事務局の方どうですか。

事務局 補足しますと、今ある計画では、都市拠点施設の整備のほかに、地域拠点では網野と宇川にも拠点施設の計画があります。

会長 よろしいでしょうか。

委員 ここはこういう書き方しかできないかもしれませんが、やはり一極集中のような書き方ではなくて、丹後や久美浜も地域としては同じ様に議論して行ってほしいと思っているので、そこはお願いしたいと思います。

会長 京丹後市は非常に範囲が広いので、都市計画、或いは観光拠点等、様々な部分があるかと思いますが、過去には都市拠点や観光拠点といったものがあり、その辺のところはやはり現在は変わってきたのでしょうか。京丹後市には峰山、

大宮、網野、弥栄、久美浜、丹後とあるわけですが、その部分で逆に都市拠点や地域拠点といった言葉を中心的に置くと、先ほどの委員の発言としては、他の拠点というものがないがしろにされるのではないかといった意見かと思うので、この表現の中で、実際に意味合いとして、6つの町が平等に発展をしていくとする考え方をこの中で示してもらえればと思います。

事務局 いただいたご意見については、ここに出たご意見として聞かせていただきますが、今計画している地域拠点以外の地域をどうしていくかについては、まだどこでも議論がされていないものになりますので、この会議のみでの議論で大綱に書かせていただくことは難しいことになります。

会 長 他にありませんか。

一点お伺いします。資料3の4ページにハラスメントの対応とあるわけですが、今現在例規の中にもハラスメント、或いはパワハラなどそういったものがあります。ただ、実際にカスハラというものについて、中身は他のハラスメントと同じようなものかもしれませんが、例規の中で全くカスハラについての対応ができていないと思っております。その辺はどのように考えていますか。

関係課 カスハラという言葉が最近よく聞かれるようになり、今の規程の中にはカスハラの記載はありませんが、そういったことにも対応していく必要はあると考えておりますので、担当課としては現在の規程に取り入れていけたらと思っております。

会 長 わかりました。今回の意見はそこのところについて答申をするということではないのですが、市としてやはりその部分は区別をしながら、将来は対応していくということによろしいでしょうか。

関係課 そういった方向性で考えています。

会 長 他にありませんか。

委 員 4ページのところの施策の目標のところ、前回の会議から引き続き、今回もたくさん出てきており、働き方改革によって職員が生き活きと活躍できる日本一働きがいのある職場づくりに取り組んでいくことは当然のことだと思いますが、それが市民にとっても日本一住みやすい京丹後市であってほしいと思います。ニーズや価値観が多様化している中で、皆がというのは無理かもしれませんが、そういった方向に繋がっていく職員の働き方にしていきたいと思っています。

10年ほど前に私がある団体の会議に出た際に、都市部と農村部では年収が100万ほど違うというようなことを聞きました。確かにそれはあると思います。そういった中で、やはり中小零細企業は大変なところがありますので、市の職員が羨望のまなざしで見られないようにと思います。

先ほどのフリーアドレスの働き方など、とてもいいことだと思うのですか、そういった中だけ、庁舎内だけではなく、どこかの自治体が「すぐ聞く課」「すぐ行こう課」といったような、市民の声を聞いて、できることはすぐにするといった

取組みをされていました。そのような形で予算化しないことで、対応が遅れることもあるかと思います。

特に私が今経験していることでは、近所の道路が傷んでいるなどで、市道が危ないなとなったときに、まずは組長に言って、組長から区長、区長から行政といった段階を踏みなさいと言われたことが多々ありまして、そうなりますとなかなか進まないこともあったりします。ただ、すぐにできることとできないことはあると思うので、すぐできるところについては、先ほど言ったように、フリーアドレスなどによって各市民局に行けば対応してくれる窓口を作るといったような、毎日ではなくても、何曜日か何日かはここでしていますよ、といったような、フリーアドレスの働き方なんかを考慮していただけたらありがたいなと思います。

会 長 事務局として、その辺りの考え方は何かありますか。

関係課 職員の働きがいを高めていくことと業務の改善、働き方改革などを何のためにやるかという、最終的には行政サービスを向上させていくことを目的にしていますので、そういった働き方改革を進めて、職員が働きやすく、やりがいを感じる環境を整えることで、市民サービスの充実にも繋がっていくものと考えています。

事務局 市民の皆さんの色々なお声ということですが、今で言うと各市民局が市民の皆さんから一番近いところで窓口を持っておりますので、そういったところで、皆さん気軽にご相談に来ていただけたらと思います。また、道路の話がでましたが、市の携帯アプリで「パ撮ロール」というのがありますので、道路の穴が開いたところの写真を撮って、気軽に報告できるものがありますので、是非、ご利用いただけたらと思います。

委 員 そういったものがあるんですね。本当に、市民の声と言いますか、なかなかできること、できないことがあると思いますが、何か相談や、お願いなんかも言いやすいような、そして聞いていただける市役所にしてほしいと思います。

事務局 市役所には様々な声が寄せられる一方で、先ほども会長からありましたカスハラへの対応もそうですが、カスハラについては東京都が条例を策定しておりますので、全国的にそういった流れになってくるかと思います。そういった流れもありますので、市役所に来られる方の声を必ずしも全て聞き入れていくべきものではないと思いますが、市民の皆さんの声は大事にしながら、一番大事な目的としては市民サービスを向上させる方向へ向かっていくものですので、こういった取組を進めていく方向で動いているところです。

会 長 働き方改革と一言言うと非常に簡単な部分ですが、非常に奥深い中身があります。例えば少子高齢化の中で本当に人材が集まってくるのかということ。それから住民のニーズをきちっと拾おうと思うと、やはりそこには人材が必要になってきますので、そのところについて、少子高齢化が今後響いてくること

が想定されますので、働き方改革というのは簡単なようで難しいものだと思います。また、この部分については真剣に議論をしたいなと思っております。

他にありませんか。

委 員 先ほどの話ですが、私は地区の公民館の職員に家の近くの道路が傷んでいたので相談すると、それは今市に伝えてもそんなにすぐには対応してもらえないと言われました。実際に直してもらえるまでには3年ほどかかると。それについてはすごく驚いて、やはりそういったことには何か優先順位をつけられて、されていくことかと思ひまして。ただ実際は、そのことを後で市役所の別の職員さんに伝えると、すぐに直してもらえたことがありました。そのような経験もあって、そういった道路の修繕なんかは実際どこに言ったらいいのか、地区ではなくて直接お伝えしたらいいものなのではないでしょうか。

事 務 局 市がしっかりとアナウンスや周知ができていない点があるかと思いますが、先ほども申し上げましたように、アプリで傷んだ道路などについては写真を取って送っていただいたらすぐに市の担当課には届きまして、職員が見に行くといったような対応をしておりますので、そういったものがあることをお伝えさせていただけたらと思います。

会 長 他にありませんか。

委 員 そういった道路などのことは、地区ではなしに市役所に直接行ったほうがいいということでしょうか。

委 員 すみません、行革大綱についてはこれでよいと思っているところですが、今の質問に対して、私区長をやっておりますので少しよろしいでしょうか。

道路などの修繕については、先ほど事務局からもありましたが、「パ撮ロール」というアプリがあります。そういうものを活用して、どこがどんなふうに傷んでいるのかを、道路でしたら建設部ですし、水道のことでも、すぐにそちらに入らせていただければ、全ての項目がありますので、担当の職員がすぐに対応してくれます。

委 員 それは区を通さず言った方がいいということですか。

委 員 区を通さずにでも個人でもできます。ただ、私の区では、誰でもそういった箇所を見つけたらそのアプリ等を活用して市に報告していただいて、区にこうすることで報告しましたということと併せて写真もくださいとお願いしています。というのも、その報告が市に行ったときに、まずは区に問い合わせが来ますので、そういう形で対応していただくとこちらでも早く対応ができます。その中で優先順位もありますので、そんなに急がなくてもいいものについては後になる場合もありますが、そういった特に道路に傷がついているようなものでしたら、区を通さずに個人でわかった人が、すぐに報告できるようなシステムができています。直接その「パ撮ロール」といったアプリがあり、京丹後市のホームページを開いてもらったらわかりますので、それを活用してもらったらよい

委員　まずは区の方に行ったほうがいいと思っていたのですが、

会長 余談になりましたが、この行革大綱については、この方向でよいと思います。意見については、これ以上ないようですので、一旦、この資料3に基づいて、過去の皆さん方の意見を踏まえながら、答申に向けてどういった表現にするかといったことを、本当は副会長もおられたらと思うのですが、欠席ですので、私と事務局で調整をするということで、若干ここで休憩を取らせてもらいます。よろしいでしょうか。

会 長 それでは会議に戻ります。

事務局長 （資料４、参考資料１、参考資料２に基づき、「答申文（案）」について説明）
何か意見はありませんか。

まず、この答申と言うのは、行革そのものである行革大綱について基本的なことを進めていってほしいとするところと、次は留意事項の中で、委員会で出ました具体的な意見についてある程度は肉付けをしながら、表現については事務局と調整をさせていただきますが、一応考えとしましては、たくさんの羅列ではなく中心的な意見を据えさせていただけたらと思います。

委員 (異議なし)

事 務 局 この答申の留意事項につきましては、これまで皆さんからいただいた意見の中から特に多かったものなどから、働き方改革については時間外の縮減に向けた業務の効率化や適正な配置をしていくこと、ＤＸの推進については市民の皆さんへ丁寧な対応を心がけること、概ねそういったことを留意事項として先ほ

ど会長と確認をさせていただきました。

会 長 今、事務局が説明したことをポイントとして調整をさせていただきますのでよろしくお願いします。それでは議事の第4次の行財政改革の推進計画の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (資料5に基づき、「第4次京丹後市行財政改革推進計画の進捗状況について(報告)」について説明)

会 長 今、説明がありましたが、ここで何かご意見がありましたらお願いします。

委 員 すみません、公民館再編計画の推進の部分で、今のところまだ進んでないとの説明があった部分ですが、この後公民館に対する補助金など色々なものが、来年度以降変更してくる予定になっていると思うのですが、こういうところで市からの予算的な部分など、そういうものがある程度わかっていたら教えていただけないでしょうか。これは区長の立場で、少し外れた質問になるかもしれないですが、よろしくお願い致します。

会 長 事務局お願いします。

事 務 局 今おっしゃいました公民館の補助金についてですが、この推進計画で検討中となっている項目につきましては、地区の公民館ではなく峰山・弥栄・丹後の地域公民館のことになります。それから、ご質問についてですが、地域コミュニティ推進課で色々考えているところかとは思いますが、今現在、来年度の予算のことは全く何も決まっておりませんので、この場でお話することはできません。

事 務 局 補足しますと、この項目であげている峰山・弥栄・丹後町の地域公民館につきましては、社会教育法で定めております公民館施設になりますので、そこでの活動においては、社会教育活動に限りますので、施設の利用において一定の制限があります。例えばそこで地域の人たちで何かしたいとなった時に、何かを売ったりはできない、産業活動はできないといった、活動に制限がかかってくる状況ですので、より幅広く市民の方が活用できるように、公民館ではなくより利便性の高いコミュニティセンターへ移行していこうということです。

会 長 よろしかったでしょうか。

委 員 ありがとうございます。今言われました3施設以外の町には、地域公民館という形での施設がないので、そういう部分で、そこに対しての補助金の流れなど、事業実施に向けての補助金等があった関係もありまして、その施設をどういった形で使っていくのかも含めて、他の地域公民館のない3町については、今後どういう形になっていくのか、区長会でも話題になっていたもので聞かせていただきました。

会 長 ここの3つの公民館は、一定程度制約がある中で今のその部分をどうやって緩和していくかという意味かと思います。例えばこの3つの施設以外の公民館の活動には一切触れずに考えているわけですので、一定程度、峰山や弥栄、丹後の公民館は公民館としてあって、例えばいろんな商店がその公民館を利

用して、展示したり或いは販売したりというのが今の公民館ではできないから、それをもう少し緩和しながら、それをできるようにしていこうという意味でして、その部分の調整がまだ図れてないという理解でよいですね。

事務局 はい。

会長 他にありませんか。ないようでしたら次の議事にいきます。

事務局 (資料6に基づき、「第5次京丹後市行財政改革推進計画(素案)」について説明)

会長 それでは少し長くなりましたので、ここで10分ほど休憩します。
(10分休憩)

会長 それでは休憩を解いて休憩前の会議に入ります。今の説明がありました資料6の部分からそれぞれいきたいと思っておりますが、まず初めにこの第4次の行革推進計画で引き継がない予定の項目のところで、何か質問がありますか。

ないようですので続きまして資料6-2の部分に入ります。まず1番の財政強靱化の取組の推進のところで意見がありましたらお願いします。

委員 この1番のところで、ふるさと納税の取組については大きく書かれていますのですが、そのほかの法人税などの、例えば工業団地なんかに入っている企業なんかで、わかりやすいのは日本電産の例がありましたけど、そういった法人税を安くするといったような、そういったことは含まれていないのでしょうか。

事務局 ふるさと納税の取組のところに法人税等が含まれているか、という意味でしょうか。

委員 ふるさと納税の取組を進めていくこととは別に、法人税など、なにかその工業団地の企業等に対しての税の取組などの、ふるさと納税以外のところを増やしていこうとする取組はしないのでしょうか。

会長 要するにここにあるのは、財政の強靱化の部分になりますが、市税などの法人税やそういったもの以外の税収も含めているところでありますので、例えば、市税が上がりましたが、市の財源の中身については他に交付税、或いは、市税でも固定資産税等々含めての様々な税金など、そういったものが骨格になっておりますから、それ以外のもので財源を確保しようと思うと、こういったふるさと納税などの部分で強靱化をしていって、全体の財政をプラスにしていこうということだと思うのですが、事務局どうでしょうか。

事務局 今は法人税や固定資産税など、そういった他の市税等の制度を変えるといったような話は何もありません。ただ、この推進計画の4番のところの、自主財源確保の取組み、精査・検討のところについては、市税も含めた使用料等について、他の市町がどういった取組みをしているか、またどのようにしているかなど調べたりして、受益者負担等についても考えながら検討をしていくということで、このように書いております。しかし、先ほども言いましたが、今市税についてどうしていこうなどといったことは、全く何も決まっていることはありません。

会 長 それに付随するわけですが、この5番と6番ですね、地方交付税の増額確保に向けた取組や、或いは国府交付金等の確保の推進、これはどういった意味でしょうか。市から国に対して増額を求めるという意味でしょうか。

事 務 局 交付税については要望活動等もしていますが、ここにつきましては地方交付税の制度を研究して、どうしたら財源確保できるか勉強し研究していくことでこのような書き方となっております。国府交付金についても組み変え等も考えながら、事業手法の見直し等も検討して、より有効に活用していけるよう取り組んでいくといった意味でこうした項目を挙げております。

会 長 他にありませんか。

委 員 未利用財産の売却の推進や有償貸し付けの推進のところにある、一般競争入札、プロポーザル方式等を用いてとありますが、特にプロポーザル方式について、これはどういったものでしょうか。

事 務 局 一般競争入札とは、主に価格によって事業者が決まるわけですが、プロポーザル方式とは、価格だけではなく、事業の手法など様々な面で事業者から提案していただき、それらを比べてよりよい事業者を決めていくための手法です。

会 長 そうしましたら、ここの項目で他にありませんか。

ないようでしたら、次の市役所のD Xの推進等、日本一働きがいのある職場づくりによる生産性の向上、ここで何か質問がありましたらお受けします。

私から一つよろしいでしょうか。13番のキャリアプランの育成、形成の支援のこれは新設となっておりますが、どういった意味でしょうか。これは今までキャリアプランの支援はしてこなかったのでしょうか。

関 係 課 キャリアプランとは、職員がどういった職員になりたいか、将来どういったことをしていきたいかなど、職員個々の目標と言いますか、目指す姿のようなものをもてるように、そこに向かっていくための支援をしていくものですが、これまでからもキャリアプランについて考える研修等は行っておりまして、ただ今回、国の人材育成方針や職員の声などもあり、改めてキャリアプランの形成に特化した取組を進めていくことを、強調していくために新設しております。

会 長 他に意見はありますか。

委 員 28番の、ふるさと創生職員や副業人材のところですが、地域おこし協力隊は市の職員と同じような働き方ではないので、業を作って3年の任期を終えても残るといった方向で働かれている方が多い印象ですが、ふるさと創生職員の方については、そろそろ期限が終わる方でも半年延長してといったお話も聞きました。その時、そのあとのキャリアプランについて、市で働いている時間が長くて作れていないと言われる方のお話も聞いていたり、そういう方が40代であつたりすると、これまでの経験の中で面白いキャリアを持たれていて、任期の3年間でも傍から見ていて面白いことをされているなといった方が多い中で、市役所で正規職員として就職する選択肢、人材採用なんかもあつたら

いと思っていて、市役所の新卒採用の枠は30歳が上限になるのでしょうか。これからの時代キャリアもあって人材的にも優れている40代の方が市の職員になりたいと思ったときに、それができる余地がないのはすごくもったいないなと思って、色んなことを経験して、それをもって市役所職員になりたい人がなれる制度が、将来的にできたらいいなと、少しお願いのような感じの意見です。

委員 私もその意見には大賛成です。今は転職の時代と言われているから、私の息子がもう50代になりますが、少し前に転職をしてキャリアを活かして仕事をしています。市役所についても、そういった様々な、優秀なキャリアを積んできた人や、これまで色んな経験をしてきた人が、なりたいたったらなれるような職場になっていけばよいと思います。

関係課 これまでから採用試験における年齢制限は設けておりますが、社会人の採用枠なども取り入れ、段階的に年齢制限を見直してきています。ふるさと創生職員は、任期満了後に本市に定着していただくことを目的にしていますので、一定年齢制限の範囲内であれば、市採用試験を受験することは可能となっています。他の自治体でも年齢制限をなくしていくような動きもありますので、柔軟に検討していきたいと思っています。

会長 そういう意見もありますので、今の段階では大学卒などの条件があって、その余分に社会人枠が一定程度、京丹後市の中にもあるかと思いますが、ここについても年齢制限の上限があるということです。

しかし今言われたように、地域おこし協力隊やふるさと創生職員が、この3年間の任用までに色んなキャリアを積んでくるだろう中で、本当にそういった部分をなお有効活用してくれたらと思います。

また、任用の期間が3年ですので、3年で終わりではなく、もっともっと社会人枠の中にそういった有効な制度が設けることができたと思うので、一応そういった意見が出たことについては、踏まえておいてもらえたらと思います。

他に何かありますか。

委員 教えて欲しいのですが、23番の長時間労働のところです、480時間以上の時間外勤務者はゼロにするとありますが、ここには管理職も入るのでしょうか。

関係課 時間外勤務の指標にもともと管理職が含まれていないこともありますので、ここについて管理職は含まれていません。

委員 私共のところも、管理職は残業が当然つかないのではないのですが、仮に1日4時間残業をすると、多分年間1,000時間程度の残業になると思います。そうするとワークライフバランスの推進とありますが、私のところもそうですが、管理職が一番後回しにされて、どんどんどんどんつらい立場になってくると思うのと、こうやって色んな市民の方が要望を出せば出すほど、一般職員の残業も増えて、働き方改革がどんどんどん悪くなっているように見えるので、

大変だなと思います。

会 長 他に御意見はありませんか。

大綱でも触れておりますが、そういうことも併せて継続していかなければならないだろうと思います。ただ民間であれば、三六協定というのがあって、月に何時間が最高と決まっているわけですが、実は行政の場合は人事院の関係もありますので、そういう三六協定を結ばなくても、年間の最高時間が決まっているものであります。そういった問題も含めて、民間と行政の違いが一方ではあるということです。

他に意見はありませんか。

委 員 時間外勤務が年間に４８０時間以上と言われましたが、一体どんな仕事をしていたらそんなことになるのでしょうか。

事 務 局 ４８０時間とありますが、意外とそんなに驚くようなことではなくて、３６０時間以上の職員が１００人程度いるのですが、その半分が４８０時間以上となっています。それがどういった業務か少し例を挙げますと、例えば、こちらの財政課では次年度に向けた予算を作っていくのですが、その予算編成時期は繁忙期になりまして、そういった長時間勤務を必要とする部署に該当しますし、例えば税務課ですと税の申告が始まる、申告から課税までの期間は繁忙期となりますので、どうしても一時的に時間外が増えることはあります。ただ、それが一概に頭数があればどうにかなる話ではない部分もありますので、そういった意味では難しい部分でもあります。

委 員 そうなると、子育てをしている職員さんはそういった部署といたしますか、仕事はできませんね。特にお母さん、父親でもいいのですが、そういった子育てをしている職員さんは言われたような部署の仕事はできないということになりますよね。

事 務 局 そこにつきましては、今は子育てに関する部分については非常に様々な制度ができており、そういったことに配慮しながら職員が働いていける環境を整備しています。例えば今度衆議院選挙がありますが、その開票事務につきましても、そういった職員は従事しないように配慮しております。ですので、そういった配慮もありますので、そこは安心して働いてもらえる環境にあると思っております。

委 員 そういった配慮があることはわかりました。それでもやはり大変ですね。本来に職員の皆さんの負担ができるだけないようにしていただけたらと思うのですが。

事 務 局 人を雇おうとすると当然お金がかかります。人件費に予算を割くというのは、市民サービスにかかっている予算をそちらに割くということになります。ですのでこの問題は非常に難しいことではあるのですが、この長時間勤務の縮減の他には、年休の取得目標もあって、年１２日以上、月１日以上は取ってほしいと言っておりますので、そうしたことも含めて、働き方改革に取り組んでいこ

うとしています。

委 員 その取れなかった年休は買い取ってもらえないのでしょうか。

事 務 局 そういった制度はありません。

会 長 今、年休の話も出ましたが、例えば休日にイベントがありますね。それに出た職員は、その時間分を代休として平日の勤務時間に振り替える制度があるのですが、その代休をとるために年休の取得が進まないというのは一方ではあるかと思います。

ただ、市の様々な仕事については、例えば議会があるときは、答弁書も作らないといけないといったこともあるかと思いますので、一定そういった様々な形の中の業務によっては長時間勤務をしなければならない時もあるかと思います。ただ一定程度、そこを平均的にしたとしても、やはり長時間勤務があることについてはこれまでから指摘されているところだと思います。

他にありませんか。

資料6－2の5ページ。新たな公民連携によるまちづくりについて、公共施設の効果的な管理運営について、意見がありましたらお願いします。

ここで新たに公民連携指針という、今までなかったものを新設されるのですが、この目的についてはどういったことでしょうか。何故ここで公民連携が一つの施策として上がってきたのか、説明をお願いします。

事 務 局 公だけでなく、民間の活力などを利用しながら、地域づくり、まちづくりなどに活かしていけるよう、公民連携の取り組みを進めていまして、その指針となるものを策定する予定です。

会 長 そうしましたら、全体を通じて何かありませんか。

推進計画については、また次回以降に委員会で質疑を行いますので、今日少し見てもらった部分ではなかなか難しかならうと思います。これについてはまたどういったことかなど、意見交換ができるのだらうと思っています。また、帰られてこをじっくり読み解いていただいて、次回に議論をしていくといった扱いにさせてもらいたいと思います。

そうしましたら、持ち帰っていただいて読み解いていただくとして、本日の議事についてはすべて議論していただいたということで、終了させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、事務局から連絡がありましたらお願いします。

事 務 局 本日は長時間にわたりご意見をいただきありがとうございました。本日いただいたご意見等をまとめまして、また会長と副会長と答申をさせていただきたいと思います。また、その内容については皆様にもお知らせできたらと思います。

次回の委員会は11月末を予定しておりますので、早めに日程を調整しましてご案内できたらと思います。また、市長への答申につきましては、10月末を予定しております。

会 長 では、ここで閉会の挨拶をさせていただきたいと思いますが、本日は副会長がおられませんので、私の方でさせていただきます。本日は、皆様方のご協力で、予定する議事を少し早めに終了することができました。感謝したいと思います。

 いずれにしましても、次回の委員会が11月の予定でありますのでよろしくお願いしまして、本日の会議は終了したいと思います。ご苦勞様でございました。ありがとうございました。